



2024年5月20日

各 位

上場会社名 株式会社 第一興商
代表者 代表取締役社長 保志 忠 郊
(コード番号 7458 東証プライム市場)
問合せ先責任者 執行役員 管理本部副本部長 國津 洋
(TEL 03-3280-2774)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の第49回定時株主総会に定款一部変更の件を議案として提出することを決議しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するため所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2024年6月21日（金）

以上

(別紙)

定款の変更内容は次のとおりであります。

(注) 下線は変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第1条～第33条 (現行通り)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 (現行通り)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第34条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合には、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>